

## STAGE-1 基本契約の締結

### STEP 1 認証革靴の製造申請

- 認証革靴の製造を希望する会社は、「認証革靴製造申請書」に必要事項を記入し、認証機関に提出します。

### STEP 2 守秘義務契約の締結

- 認証機関と守秘義務契約書を取り交わします。

### STEP 3 管理体制の調査

- 認証機関が申請会社の組織および生産管理体制を実地検分し、認証革靴製造に必要なメーカーとしての体制を有しているか調査します。

#### 【主な調査5項目】

- 生産管理責任者を定め、その業務が明確になっているか
- 生産管理体制が明確になっているか
- 生産に必要な設備機器を有しているか
- 製品仕様明細データベースに基づいて、材料発注書と生産指図書の実績が作成されているか
- 消費者の問い合わせ等に対応する窓口と体制は整備されているか

### STEP 4 基本契約の締結

- 管理体制調査の結果、認証革靴メーカーとしての要件を満たしていることが確認された会社と認証機関との間で、認証革靴製造のための基本契約書を取り交わします。

## STAGE-2 デザイン認証の取得

デザイン認証取得のためには、下記の3種類の品質審査に合格することが条件となります。STEP1の「転写品質審査」は、メーカーの基本技術力を評価するもので、一度限りの審査となります。

STEP2の「デザイン靴の転写品質審査」とSTEP3の「グレーディング品質審査」は、デザインの異なる靴ごとに受ける審査となります。

### STEP1 転写品質審査

- ・メーカーは、認証機関が製造した基準靴「23.0E・ストレートタイプ」と同じ試作靴を1足製造し、認証機関に提出します。

#### 【使用する靴型、パーツ等】

- ・靴型、中底他、製造に必要なすべてのパーツは、認証機関が支給する。

- ・認証機関が、形状検査<sup>\*1</sup>と実履検査<sup>\*2</sup>により、メーカーが製造した試作靴の転写品質を審査します。

形状検査 = 3D計測による基準靴との形状比較検査

実履検査 = 基準靴との履き比べによるサイズ感の検査

### STEP2 デザイン靴の転写品質審査

- ・メーカーは、認証機関の規定に準じて自社でデザインした「23.0E・ストレートタイプ」と同じ試作靴を1足製造し、認証機関に提出します。  
※靴型のつま先形状は、メーカー独自のデザインに変更することができます。

#### 【試作の基本条件】

- ・靴型、中底 ⇒ 認証機関が支給するもの、またはメーカーが作成し、認証機関の承認を得たものを使用する。
- ・パーツおよび素材 ⇒ 認証機関の仕様・性能規定に準じるものを使用する。  
※本底、ヒールは、強度測定を認証機関が許可する検査機関で実施し、実履検査時に認証機関に書面で提出する。

- ・認証機関が、実履検査により、メーカーが製造したデザイン試作靴の転写品質を審査します。

### STEP 3 グレーディング品質審査

- メーカーは、転写品質審査に合格した「23.0E・ストレートタイプ」のデザイン靴をグレーディングした「22.0E・ストレートタイプ」と「24.0E・ストレートタイプ」を1足ずつ試作し、認証機関に提出します。
  - 靴用CADで靴型の寸法を基にグレーディングした比率および矩形（くけい）寸法は、各メーカーで、製品仕様明細データベースに登録します。
  - 登録したグレーディングデータは、プリントして試作靴と一緒に認証機関に提出します。
- 
- 認証機関が、実履検査により、メーカーが製造したデザイン試作靴のグレーディング品質を審査します。

【品質審査の流れ】

